

# 帯広市雇用調整助成金等利用促進支援金 申請の手引き

支援金を受けられる方は、「1. 帯広市内に事業所を有する法人または個人事業主であり、2.新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、緊急対応期間の雇用調整助成金等の支給決定を受け、かつ雇用調整助成金等の助成率 9/10 または、10/10 が適用される」事業者の方です。

参考【厚生労働省ホームページより】

## 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

## 帯広市への申請方法

【受付期間】 令和2年5月20日(水)から令和4年9月30日(金)(必着)まで  
(郵送受付)

### 【受付方法】

申請書類を次の宛先まで郵送してください。

(宛先) 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所  
経済部 商業労働室 商業労働課

※封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

【問い合わせ先】 帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課

(電話) 0155-65-4168

(受付時間) 平日の午前8時45分から午後5時30分まで

## I 支援金の概要

### 1 支援金の考え方

雇用調整助成金(国)を積極的に活用できるよう、申請に必要な事務手続きの支援を社会保険労務士に依頼した際の費用を助成します。

## Ⅱ 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

- 1 ・ 帯広市内に事業所を有する法人または個人事業主であること。
  - ・ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 102 条の 2 の規定による雇用調整助成金（職発 0310 第 2 号に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金含む。）の支給決定を受け、かつ 10 分の 9 または、10/10 の助成率が適用される事業主であること。
- 2 ・ 雇用調整助成金等の申請に係る事務手続き等への支援（相談・申請代行等）を社会保険労務士に依頼した事業主であること。
- 3 ・ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

## Ⅲ 申請手続き等

### 1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

#### (1) 帯広市ホームページ

(URL) <https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sangyoumachidukurika/koyoshien.html>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

#### (2) 帯広市役所 7 階

#### (3) 十勝総合振興局、ハローワーク帯広、帯広商工会議所、北海道中小企業家同友会とかち支部、帯広民主商工会、帯広市商店街振興組合連合会、帯広観光コンベンション協会、帯広観光社交組合

### 2 申請書類の提出

#### 3 ページに記載のある申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### 3 申請受付期間及び受付方法

#### (1) 申請受付期間

**令和 2 年 5 月 20 日(水)から令和 4 年 9 月 30 日(金)(必着)まで**

#### (2) 申請受付方法

申請書類を次の宛先に郵送することで提出できます。

(宛先) 〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 帯広市役所  
経済部 商業労働室 商業労働課

※封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### 4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を順次支給します。

#### 5 通知等

申請書類の審査を行い、支援金支給の可否について決定した時は、支給/不支給の通知を送付します。

もし、申請書送付から1か月程度経過しても通知が無い場合は、経済部 商業労働室 商業労働課に連絡してください。

### IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や虚偽・不正等が発覚した場合は、帯広市は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。

# 申請書類について

- 帯広市雇用調整助成金等利用促進支援金支給申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金助成額算定書の写し
  - 【緊急雇用安定助成金の場合】
    - 緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し
    - ※助成率 9/10 または、10/10 が適用されていることがわかる算定書
- 雇用調整助成金等の申請に係る業務において社会保険労務士への支払の完了を確認できるもの（領収書の写し）
- 振込希望口座の通帳等の写し
  - 振込口座の確認のため、銀行名・店番号・支店名・口座種別・口座番号が分かる通帳等の写しを添付してください。法人は法人口座、個人事業主は事業用口座か、代表者の個人口座への振り込みとなります。別口座への振込を希望する場合は委任状が必要となるため、別途ご相談ください。※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承の程お願いいたします。

## 【様式イメージ】

※様式は厚生労働省のホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html))からダウンロードできます。

### 様式新特第8号

### 様式新第2号(2)

様式特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

#### 雇用調整助成金助成額算定書

(事業所名)	〇〇工業株式会社			(事業所番号)	1234-567890-1		
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	13,500,000			円			
(2) 前年度1年間の1箇月平均の雇用保険被保険者数	5			人			
(3) 前年度の年間所定労働日数	259			日			
(4) 平均賃金額 [(1)/(2)×(3)]	10,425			円			
(5) 休業手当等の支払い率 <small>※就業規則、休業等規定によって定められた、休業手当の支払い率又は教育訓練中の賃金の支払い率。</small>	休業		教育訓練				
	全日	短時間					
	85%	85%	100%				
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	8,862	8,862	10,425		円		
(7) 1人1日当たり助成額単価 <small>[(6)×助成率(4/5)]</small>	7,090	7,090	8,330		円		
(8) 月間休業等延日数 <small>※様式特第9号の②、③及び④欄から転記。</small>	① (①号欄から転記)		② (②号欄から転記)		③ (③号欄から転記)		
	23	4	2		人・日		
(9) 教育訓練に係る加算額 <small>[(8)×加算率(2,400円)]</small>				4,800		円	
(10) 支給を受けようとする助成額 <small>[(休業の場合(7)×(8)) [教育訓練の場合(7)×(8)+(9)]</small>	163,070	28,360	21,460		円		
(11) (10)の小計	4	11	21,460		円		
(12) (11)の合計				212,890		円	

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2)及び(3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4)及び(6) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

※記入例

様式新第2号(2) (R2.4.22)

#### 緊急雇用安定助成金 助成額算定書

(事業所名)			(事業所番号) <small>※ない場合は空白で 提出してください</small>		
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額			円		
(2) 対象労働者の休業総時間数	全日		短時間		
	※様式第1号(3)①欄より転記		※様式第1号(3)②欄より転記		時間
(3) 1日当たりの所定労働時間数 様式第1号(3)の②欄より転記					時間
(4) 平均休業手当日額 [(1)/(2)×(3)]					円
(5) 1人1日当たり助成額単価					円
(4)×助成率( ) (※)					円
<small>※左で計算した(4)×助成率(※)の値が5,330円以下の場合には(7)のA欄に(1)の助成率の値を記入してください。この欄が空欄を記入しようとする助成額となりません。記載不要です。</small>					
<small>※左で計算した(4)×助成率(※)の値が5,330円を超える場合には(6)のB欄に(1)の助成率の値を記入してください。この欄が空欄を記入しようとする助成額となりません。記載不要です。</small>					
(6) 対象労働者の休業延日数	全日		短時間		
	※様式第1号(3)①欄より転記		※様式第1号(3)②欄より転記		人・日
(7) 支給を受けようとする助成額					円
A. [(4)×助成率(※)の値が5,330円以上の場合]					
		[休業(1)×助成率]		円	
B. [(4)×助成率(※)の値が5,330円未満の場合]					
		[休業(5)×(6)]		円	

※ (3) ~ (5) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。